

普天間米軍基地爆音差止等請求事件（那覇地方裁判所沖縄支部民事部）

判決の骨子

第1 本件差止請求の当否

本件差止請求（普天間飛行場における米軍機による一定の時間帯の離着陸及び騒音の規制の請求）には、理由がない。

第2 普天間飛行場の設置又は管理の「瑕疵」の有無

普天間飛行場の供用は、原告らが本件コンター内に居住している間、当該原告らに対する関係において、違法な権利侵害ないし法益侵害となっているので、普天間飛行場に民事特別法2条の設置又は管理の瑕疵がある。

第3 免責法理としての「危険への接近の法理」の適用の有無

原告らについて免責法理としての「危険への接近の法理」を適用して被告を免責することはない。

第4 消滅時効

訴えの提起の日の前日から起算して3年前の日までに生じた損害に関する損害賠償の請求権は、時効により消滅している。

第5 原告らの損害額

1 基本となる慰謝料額

基本となる慰謝料の額については、W75区域については1日当たり100円、W80区域については1日当たり200円とする。

2 減額事由

(1) 原告らについて減額法理としての「危険への接近の法理」を適用して慰謝料額を減額することはできない。

(2) 原告らのうち、住宅防音工事を実施した者及びその同居者については、基本となる慰謝料の額から減額する。

3 弁護士費用 慰謝料額の10%

第6 将来の損害の賠償請求に係る訴えの適否

本件各訴えのうち将来の損害の賠償請求に係る部分は、不適法である。

第7 本件騒音測定等請求の当否

本件騒音測定等請求（本件航空機騒音を測定・記録し、本件航空機騒音が到達する地域を明確にすべきことの請求）には、理由がない。

損害の賠償及びそれぞれの日の属する月の翌月 1 日からの遅延損害金の請求を認容したものである。

いずれも、それらの期間のうち、本件コンター内に居住している間、W75 区域については 1 日当たり 100 円、W80 区域については 1 日当たり 200 円を基本となる額として、防音工事を施工した室数が 1 室のみである場合には 10%、同室数が 2 室以上ある場合には 10% に加え 2 室目以降の 1 室ごとに更に 5% ずつ（ただし、5 室以上の場合は一律合計 30%）を基本となる額から減額して、慰謝料額を算定し、更に弁護士費用としてその 10% を加算した額を賠償額としている。^{*1}

*1 過去の損害賠償額（遅延損害金を除く。）の合計額は、原告ら合計 392 名につき、1 億 4672 万 3202 円である。

主文と主文第2項及び第3項の説明

第1 主 文

- 1 別紙2原告目録2記載の原告らの訴えのうち、平成20年2月1日から生ずべき損害の賠償請求に係る訴えをいずれも却下する。
- 2 被告は、別紙5「賠償額一覧表（訴状送達前）」の「原告氏名」欄に記載した各原告に対し、それぞれ次の(1)及び(2)の各金員を支払え。
 - (1) 同各原告に対応する別紙5「賠償額一覧表（訴状送達前）」の「損害賠償額合計」欄に記載した各金員
 - (2) (1)の各金員に対する、第1事件原告については平成15年1月7日から、第2事件原告については同年5月7日から、いずれも支払済みまで年5分の割合による各金員
- 3 被告は、別紙6「賠償額一覧表（訴状送達後）」の「原告氏名」欄に記載した各原告に対し、それぞれ次の(1)及び(2)の各金員を支払え。
 - (1) 同各原告に対応する別紙6「賠償額一覧表（訴状送達後）」の各「損害賠償月額合計」欄に記載した各金員
 - (2) (1)の各金員に対する別紙6「賠償額一覧表（訴状送達後）」の同各金員に対応する各「遅延損害金起算日」欄に記載した日からいずれも支払済みまで年5分の割合による各金員
- 4 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 5 訴訟費用は、第1事件及び第2事件を通じてこれを5分し、その5分の4を原告らの負担とし、その余を被告の負担とする。
- 6 この判決第2項及び第3項は、本判決が被告に送達された日から14日を経過したときは、仮に執行することができる。

第2 主文第2項及び第3項の説明

主文第2項は、第1事件原告については平成11年10月29日から、第2事件原告については平成12年4月14日から、各訴状送達日までの損害の賠償及び各訴状送達の日翌日からの遅延損害金の請求を認容したものである。

また、主文第3項は、各訴状送達の日翌日からの口頭弁論終結の日までの